

伊勢崎市監査委員告示第3号

公 表 書

令和6年度財政援助団体等監査を執行したので、地方自治法第199条第9項及び第10項の規定に基づきその結果を別紙のとおり公表する。

令和7年3月25日

伊勢崎市監査委員	光	山	喜一郎
同	高	田	嘉郎
同	新	藤	靖

記

1 財政援助団体等監査結果報告書

公の施設の指定管理者

(株) サンアメニティ・(株) NSP群馬グループ

(対象施設)

あずまウォーターランド及び境プール(健康推進部スポーツ振興課)

令和 6 年度財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の基準

監査委員は、伊勢崎市監査基準（令和 2 年 3 月 1 2 日監査委員訓令甲第 1 号）に準拠し実施した。

2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第 1 9 9 条第 7 項）

3 監査の日程及び対象

令和 7 年 1 月 1 0 日（金）

○公の施設の指定管理者

（株）サンアメニティ・（株）NSP 群馬グループ

（対象施設）

あずまウォーターランド及び境プール（健康推進部スポーツ振興課）

令和 5 年度及び令和 6 年度における公の施設の管理に係る出納、その他の事務の執行

4 監査の着眼点

所管部局に関しては、管理に関する協定等の締結は適正に行われているか、協定書等には必要事項が適正に記載されているか、管理経費の算定や支出手続等は適正になされているか、事業報告書の点検は適切になされているか。

指定管理者に関しては、事業の執行は協定書等の目的及び仕様書のとおり実施されているか、経費節減は図られているか、利用促進のための努力はなされているか、公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。

5 監査の実施内容

（ 1 ） 予備監査

本監査に先立ち監査委員事務局職員により、下記事項を重点に関係書類を試査又は精査をして予備監査を実施した。

ア 決算関係書類の整備状況について

イ 予算の執行状況について

ウ 諸帳簿の記帳、整理、保管状況について

エ 金銭の出納、預金通帳の管理について

(2) 本監査

当該監査は、あずまウォーターランドにおいて、監査委員3名と事務局職員が、提出資料と予備監査結果に基づき、事務責任者、所管部局職員と質疑応答方式で実施した。

6 監査の結果

〔総括〕

あずまウォーターランド及び境プールは、市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図るための施設であり、平成22年度から公の施設の指定管理者制度を導入し、管理運営が行われてきた。令和2年度から、㈱サンアメニティ・㈱NSP群馬グループが、5年間の指定を受けて管理運営をしている。

監査を実施した結果、運営については、施設の設置目的に沿って行われており、有効利用を図るための努力が窺えた。

事務執行については、施設維持管理のための各委託において、適正な契約行為が行われていないものがあった。また、プール利用料金の減免について、市へ報告がされておらず、一部基本協定どおりに実施されていないものがあった。今後は基本協定に基づき、適切な事務処理と安全な管理運営の実施を望むものである。

また、両施設ともに建築から年数が経過しているため、関係部局と連携を図りながら、利用者により一層安心安全で快適な施設を提供し、市民スポーツの拠点としての機能を発揮されるよう期待するものである。

〔監査委員意見〕

- (1) トレーニング室の照明について、節電で間引いているとのことだが、将来的にはＬＥＤ化することも視野に入れて、関係部局と検討されたい。
- (2) プール見学席上の照明について、外れて落ちそうになっており、早急に修繕されたい。
- (3) ＡＥＤの設置場所について、場所がわかりづらいので、表示板を工夫するなど、緊急時対応に備えられたい。
- (4) 更衣室について、女子更衣室の個室には椅子が設置されているが、男子更衣室の個室には設置されていない。ハンディキャップがある方達のためにも、両更衣室に椅子を設置されたい。また、「小学３年生以上は更衣室の個室を利用」と張り紙があるが、小さくてわかりづらい。過去に盗撮事件もあるため、防犯のためにも早急に対応されたい。